

独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程

平成13年4月1日

13本消技第14号

最終改正 令和7年1月1日

6消技第2927号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程（13本消技第10号。以下「勤務時間規程」という。）第20条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、別表第1一般職員俸給表とし、俸給表の適用範囲は、当該俸給表に定めるところによる。

2 前項の俸給表（以下「俸給表」という。）は、第32条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の役付職（独立行政法人農林水産消費安全技術センター任用関係事務取扱規程（平成13年4月1日付け13本消技第11号）第2条第2号に規定する職をいう。以下この規程において同じ。）から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の役付職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号俸）」とあるのは、「0号俸」とする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 11 国公法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第3条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

- 第7条 俸給は、毎月16日（その日が勤務時間規程第4条第1項に規定する週休日又は同規程第29条に規定する休日（以下この条において「休日等」という。）にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日等でない日。以下「支給日」という。）に、その月の月額的全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第8条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職（死亡による離職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により離職したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第4条第1項及び第6条の規定による週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第9条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の役付職のうち理事長が別に定めるものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する役付職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長又は理事長が別に定める者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員が一般8級職員以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員以外のものが一般8級職員となった場合

五 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 前条及び前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第12条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価

等を考慮して理事長が別に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、理事長が別に定める。

4 第1項の理事長が別に定める地域に所在する事務所（以下「地域手当支給事務所」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（理事長が別に定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の事務所の所在する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の事務所の所在していた地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該移転の直後の事務所の所在する地域が第1項の理事長が別に定める地域に該当しないこととなる時は、当該移転をした事務所で理事長が別に定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、前3項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で理事長が別に定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 地域手当支給事務所である特別移転官署 移転前の支給割合を当該事務所の所在する地域又は当該事務所に係る第2項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合
- 二 前号に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

5 第1項の理事長が別に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る第2項各号に掲げる地域手当の支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る第2項各号に掲げる地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項の理事長が別に定める地域に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地

域手当を支給される期間を除き、前項までの規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

6 第4項で理事長が別に定める事務所に在勤する職員（第4項の規定の理事長が別に定める職員を除く。）がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた事務所に引き続き在勤するものとした場合における当該事務所に係る第4項の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項の理事長が別に定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、第4項又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前項までの規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた事務所に引き続き在勤するものとした場合における当該事務所に係る第4項の規定による地域手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

みなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 7 検察官であった者又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が別に定めるもの若しくは他の独立行政法人に使用される者（以下「一般職給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き人事交流等によりセンターの職員となり、第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（広域異動手当）

第13条 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異

動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 検察官であった者、一般職給与法適用職員等であった者その他の理事長が別に定める者から引き続き人事交流等によりセンターの職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
 - 二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

| | | |
|---|----------------------------------|---------|
| ホ | 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 12,900円 |
| ヘ | 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 15,800円 |
| ト | 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 18,700円 |
| チ | 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 21,600円 |
| リ | 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 24,400円 |
| ヌ | 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 26,200円 |
| ル | 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 28,000円 |
| ヲ | 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 29,800円 |
| ワ | 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 31,600円 |

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、検察官であった者又は一般職給与法適用職員等であった者から引き続き人事交流等によりセンターの職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、

当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下この項において「島等」という。）に所在する事務所で理事長が別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（第1号において「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額半額ずつを月2回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日）に支給する。

7 通勤手当が支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 検察官であった者又は一般職給与法適用職員等であった者から引き続き人事交流等によりセンターの職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第29条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第30条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第29条に規定する年末年始の休日若しくは理事長が指定する日（勤務時間規程第30条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

第18条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下この項及び第33条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（超過勤務手当）

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超

えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合、勤務時間規程第6条第3項の規定により週休日の再振替（当該再振替により週休日に勤務しなかった場合に限る。）を行った勤務（勤務時間規程第6条第1項に規定する勤務を命ずる必要がある日の属する週内に週休日の再振替を行った勤務を除く。）については、100分の35）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 前各項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休日給）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で、理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜勤手当）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第22条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第17条及び第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当が支給される場合にあっては第29条第2項の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数(4月1日から翌年3月31日までの期間における日数から勤務時間規程第4条に規定する週休日及び第29条に規定する休日を減じた日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間数を12で除して得られる時間数)で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

4 前各項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条まで及び附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは国公法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡した職員(第33条第6項

- の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額(理事長が別に定める特定幹部職員(第28条及び附則第5項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6か月 100分の100
 - 二 5か月以上6か月未満 100分の80
 - 三 3か月以上5か月未満 100分の60
 - 四 3か月未満 100分の30
 - 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
 - 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第2項第4号において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役付職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
 - 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第76条の規定により失職した職員(同法第38条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国公法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国公法第89条第1項に規定

する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは国公法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第2項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第29条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表第2に掲げる地域に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

| 地域の 区分 | 世帯等の区分 | | |
|-----------|-----------|--------------|---------|
| | 世帯主である職員 | | その他の職員 |
| | 扶養親族のある職員 | その他の世帯主である職員 | |
| 1級地 | 29,400円 | 16,200円 | 11,500円 |
| 2級地 | 26,000円 | 14,500円 | 9,800円 |
| 3級地 | 25,100円 | 14,300円 | 9,600円 |
| 4級地 | 19,800円 | 11,400円 | 8,200円 |

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第2に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第16条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

3 第18条第1項の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

4 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

5 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第2のとおりとする。

6 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第19条から第21条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第6条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第12条第4項から同条第8項まで、第14条並びに前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(俸給の特別調整額等の支給方法)

第31条 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤職員の給与)

第32条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は理事長が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務1日につき、理事長が別に定める額を超えない範囲内において、手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前2項の常勤を要しない職員には、別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(休職者の給与)

第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が国公法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは国公法第38条第1号に該当して同法

第76条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第33条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業等職員の給与)

第34条 職員が独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程(平成13年4月1日付け13本消技第91号。以下「育児休業規程」という。)第3条の規定に基づく育児休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

2 職員が育児休業規程第24条に基づく育児時間の承認を受けて勤務しない場合の給与は、第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第35条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には前条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には前条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第36条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(育児短時間勤務職員の給与に関する特例)

第37条 育児休業規程第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についてのこの規程に定める規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程に定める規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|------|---------------------------|
| 第6条第3項及 | 決定する | 決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受け |
|---------|------|---------------------------|

| | | |
|----------------------|---------------|--|
| び第4項 | | る号俸に応じた額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 第6条第6項 | 決定するものとする | |
| 第15条第2項 第2号 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 育児短時間勤務職員 |
| 第19条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |
| 第25条第4項 | 俸給 | 俸給の月額を算出率で除して得た額 |
| 第25条第5項 及び第28条第3項 | 俸給の月額 | 俸給の月額を算出率で除して得た額 |
| 第25条第5項 | 俸給月額 | 俸給月額を算出率で除して得た額 |
| 第25条第6項 | 理事長 | 育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して理事長 |

（任期付短時間勤務職員の給与に関する特例）

第38条 育児休業規程第21条の規定により任用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」

という。) についてのこの規程に定める規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程に定める規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|--|---|
| 第6条第3項及び第4項 | 決定する | 決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 第6条第6項 | 決定するものとする | |
| 第15条第2項第2号 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |
| 第19条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |
| 第30条第2項 | 第6条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第12条第4項から同条第8項まで、第14条 | 第10条、第11条、第14条、第16条 |
| | 定年前再任 | 任期付短時間勤務職員 |

| | | |
|---------|---------------|------------|
| | 用短時間勤務職員 | |
| 第32条第1項 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |

(育児休業等職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給与に関する雑則)

第39条 前5条に定めるほか、育児休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休暇及び介護時間職員の給与)

第40条 職員が、勤務時間規程第35条に基づく介護休暇又は同規程第35条の2に基づく介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
2 前項に定めるほか、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第41条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第3条に規定する派遣職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業職員の給与)

第42条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター自己啓発等休業規程(平成19年10月1日付け19消技第2517号)第3条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて勤務しない職員の給与については、自己啓発等休業をしている期間は給与を支給しない。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第43条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(自己啓発等休業職員の給与に関する雑則)

第44条 前2条に定めるほか、自己啓発等休業の承認を受けて勤務しない職員の給与の支給

に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(配偶者同行休業職員の給与)

第45条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の配偶者同行休業に関する規程(平成26年4月1日付け25消技第3532号)第3条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて勤務しない職員の給与については、配偶者同行休業をしている期間は給与を支給しない。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第46条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業職員の給与に関する雑則)

第47条 前2条に定めるほか、配偶者同行休業の承認を受けて勤務しない職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(職員給与規程の特例)

第48条 この条から第53条までの規定の平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第5条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年本消技第1669号)附則第8項の規定による俸給を含み、当該職員が第18条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年本消技第1669号)附則第8項の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれに定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 俸給表 | 職務の級 | 割合 |
|---------|----------|-----------|
| 一般職員俸給表 | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
| | 7级以上 | 100分の9.77 |

2 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 六 第33条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 第33条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第33条第2項又は第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第33条第4項 前項及び第2号から第3号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
 - ニ 第33条第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
 - ホ 第33条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額）

(勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置)

- 3 特例期間においては、第17条及び第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例)

- 4 特例期間においては、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第1項及び第2項第2号から第6号並びに第3項の規定の適用については、第1項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から職員給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、

同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から職員給与規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から職員給与規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは、「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ハ中「前項及び第2号から第3号まで」とあるのは、「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第3号まで」と、同号ホ中「第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第4号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは、「除して得た額から職員給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(国家公務員災害補償法の特例)

第49条 特例期間においては、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条第4項の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において職員に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、第48条から第53条までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例)

第50条 特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条第1項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、第48条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(育児休業等職員の給与の特例)

第51条 特例期間においては、第34条第2項の規定の適用については、同項中「第23条」とあるのは、「第48条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(介護休暇職員の給与の特例)

第52条 特例期間においては、第40条第1項の規定の適用については、同項中「第23条」とあるのは、「第48条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(端数計算)

第53条 第48条から第52条の規定のより給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第54条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置)

2 平成30年3月31日までの間、職員(次の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であるものであってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第19条の規定の適用を受ける者である場合にあっては同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第4項及び第5項において、「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「俸給月額減額基礎額」という。))

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

三 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超え

ない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

六 第34条1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第34条第1項 前各号に定める額

ロ 第34条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に、100分の80を乗じて得た額

- ハ 第34条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第34条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第34条第6項 第4号に定める額に、100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

| | |
|---------|------|
| 俸給表 | 職務の級 |
| 一般職員俸給表 | 6級 |

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条、第20条から第22条まで、第35条第2項及び第41条1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 6 育児短時間勤務職員に対する附則第2項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程（以下この項において「育児休業等規程」という。）第17条の規定により準用する独立行政法人農林水産消費安全技術センター

職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第19条1項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額減額基礎額に」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

二 育児休業等規程第20条の規定による勤務をしている職員が附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び職員給与規程附則第6項第1号」とする。

（任期付短時間勤務職員に関する読替え）

7 任期付短時間勤務職員に対する附則第2項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程（以下この項において「育児休業等規程」という。）第23条の規定により準用する独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第19条1項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。

附 則（13.12.3 本消技第1194号）

（施行期日等）

この規程は、平成13年12月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（15.2.28 本消技第1335号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成15年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第25条第1項から第3項及び第38条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が

施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規程による改正前の職員給与規程に基づく規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定)

- 5 施行日から平成15年3月31日までの間における第25条の適用については、第25条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、第25条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成15年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第25条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第37条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第40条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与規程第25条第1項後段又は第37条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)による俸給月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める俸給月額)及び改正後の給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第25条第2項の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第25条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第25条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第25条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第25条

第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する第28条第3項の規定の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (15. 4. 1 本消技第23号)

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (15. 10. 31 本消技第1219号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条、第13条、第15条及び第25条の改正部分並びに附則第9項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸

$$\begin{array}{l} \text{との差額} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額 (以下「俸給月額」という。)} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額}} \end{array}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規定による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成16年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定)

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、」とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第25条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第37条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第13条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「支給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。)」とあるのは「支給割合

（）」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

（その他）

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（16.11.1 本消技第1198号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（寒冷地手当に関する経過措置）
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第29条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程第29条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職員（再任用職員（改正後の職員給与規程第6条第11項に規定する再任用職員をいう。）を除く。以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第29条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第29条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 一般職給与法適用職員等（改正後の職員給与規程第13条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第29条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置）
- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第23条の規定の適用については、同条中「第29条第2項」とあるのは「独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（16本消技第1198号）附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則 (17.12.1 本消技第 1258 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸

$$\begin{array}{r} \text{その者の施行日の前日における} \\ \text{俸給月額(以下「俸給月額」と} \\ \text{いう。)} \end{array} \quad - \quad \begin{array}{r} \text{施行日の前日におけるその者の属} \\ \text{する職務の級における最高の号俸} \\ \text{の額} \end{array}$$

との差額×

$$\begin{array}{r} \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とそ} \\ \text{の1号俸下位の号俸との差額} \end{array}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、第36条の規定

にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（18.4.1 本消技第1669号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

3 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

5 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、理事長が別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、施行日前の職員給与規程及びこれに基づく理事長が別に定めるものに従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

8 次に掲げる職員には、各号に定める俸給を支給する。

一 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（21消技第2772号。以下「改正後の職員給与規程」という。）の施行の日において改正後の職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が職員給与規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）

について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。

三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、俸給を支給する。

9 前項の規定による俸給を支給される職員に関する第10条第2項及び第25条第5項（第28条第4項において準用する場合も含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第2項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と附則第8項の規定による俸給の額との合計額」と、第25条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と附則第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|---------|-----------------------------|
| 第6条第6項 | 4号俸 | 3号俸 |
| | 3号俸 | 2号俸 |
| 第6条第7項 | 4号俸 | 3号俸 |
| | 3号俸 | 2号俸 |
| | 2号俸 | 1号俸 |
| 第13条第2項第1号 | 100分の18 | 100分の18を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第2号 | 100分の15 | 100分の15を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第3号 | 100分の12 | 100分の12を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |

| | | |
|------------|---------|-----------------------------|
| 第13条第2項第4号 | 100分の10 | 100分の10を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第5号 | 100分の6 | 100分の6を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第6号 | 100分の3 | 100分の3を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |

(地域手当に関する経過措置)

- 11 改正前の職員給与規程第13条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する職員給与規程第13条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|-----------------------------|---------------------------------|
| 第4項 | 第1項の理事長が別に定める地域 | 改正前の第1項の理事長が別に定める地域 |
| | 「地域手当支給事務所 | 「調整手当支給事務所 |
| | 第2項各号に定める割合をいう。) | 改正前の第2項各号に定める割合をいう。) |
| | 地域手当の支給割合(第2項各号に定める割合をいう。以下 | 調整手当の支給割合(改正前の第2項各号に定める割合をいう。以下 |
| | 第1項 | 改正前の第1項 |
| 第4項第1号 | 地域手当支給事務所 | 改正前の第1項の理事長が別に |

| | | |
|--|--|---------------|
| | | 定める地域に所在する事務所 |
|--|--|---------------|

12 改正前の職員給与規程第13条第5項若しくは第6項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の同規程第13条第1項若しくは第4項の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する第13条第5項若しくは第6項の規定の適用については、次の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|-----------------|----------------------------|
| 第5項 | 第1項の理事長が別に定める地域 | 改正前の第1項の理事長が別に定める地域 |
| | その在勤する地域 | 改正前のその在勤する地域 |
| | 在勤していた地域又は事務所 | 改正前の在勤していた地域又は事務所 |
| | 在勤していた地域 | 改正前の在勤していた地域 |
| | 地域手当の支給割合 | 調整手当の支給割合（改正前の第2項各号に定める割合） |
| 第6項 | 第4項 | 改正前の第4項 |

(その他)

13 第2項から前項までに規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 俸 給 表 | 旧 級 | 新 級 |
|-----------|------|------|
| 一般職員俸給表 | 1 級 | 1 級 |
| | 2 級 | |
| | 3 級 | 2 級 |
| | 4 級 | 3 級 |
| | 5 級 | |
| | 6 級 | 4 級 |
| | 7 級 | 5 級 |
| | 8 級 | 6 級 |
| | 9 級 | 7 級 |
| | 10 級 | 8 級 |
| | 11 級 | 9 級 |
| | | 10 級 |
| 技術専門職員俸給表 | 3 級 | 3 級 |
| | 4 級 | |
| | 5 級 | 4 級 |
| | 6 級 | 5 級 |
| 研究職員俸給表 | 5 級 | 5 級 |
| | | 6 級 |

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| 旧号俸 | 経過期間 | 旧 級 | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| 1 | 3月未満 | | | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 2 | 1 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 3 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 4 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 25 | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 26 | 6 | 2 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 27 | 7 | 3 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 28 | 8 | 4 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 30 | 10 | 6 | 14 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 31 | 11 | 7 | 15 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 32 | 12 | 8 | 16 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 9 月以上 12 月未滿 | 24 | 48 | 28 | 24 | 32 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | 12 月以上 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| 8 | 3 月未滿 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 26 | 50 | 30 | 26 | 34 | 22 | 18 | 14 | 10 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 27 | 51 | 31 | 27 | 35 | 23 | 19 | 15 | 11 | 7 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 28 | 52 | 32 | 28 | 36 | 24 | 20 | 16 | 12 | 8 |
| | 12 月以上 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| 9 | 3 月未滿 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 29 | 54 | 34 | 30 | 38 | 26 | 22 | 18 | 14 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 30 | 55 | 35 | 31 | 39 | 27 | 23 | 19 | 15 | 11 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 30 | 56 | 36 | 32 | 40 | 28 | 24 | 20 | 16 | 12 |
| | 12 月以上 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| 10 | 3 月未滿 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 31 | 58 | 38 | 34 | 42 | 30 | 26 | 22 | 18 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 32 | 59 | 39 | 35 | 43 | 31 | 27 | 23 | 19 | 15 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 32 | 60 | 40 | 36 | 44 | 32 | 28 | 24 | 20 | 16 |
| | 12 月以上 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| | 3 月未滿 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 33 | 62 | 42 | 38 | 46 | 34 | 30 | 26 | 22 | 18 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 15 | 3月未満 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 78 | 58 | 51 | 62 | 50 | 46 | 42 | 38 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 38 | 79 | 59 | 52 | 63 | 51 | 47 | 43 | 39 | 35 |
| | 9月以上12月未満 | 38 | 80 | 60 | 52 | 64 | 52 | 48 | 44 | 40 | 36 |
| | 12月以上 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| 16 | 3月未満 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | |
| | 3月以上6月未満 | 39 | 82 | 62 | 54 | 66 | 54 | 50 | 46 | 42 | |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 83 | 63 | 55 | 67 | 55 | 51 | 47 | 43 | |
| | 9月以上12月未満 | 39 | 84 | 64 | 56 | 68 | 56 | 52 | 48 | 44 | |
| | 12月以上 | 40 | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 | |
| 17 | 3月未満 | | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 | |
| | 3月以上6月未満 | | 86 | 66 | 57 | 70 | 58 | 54 | 50 | 46 | |
| | 6月以上9月未満 | | 87 | 67 | 58 | 71 | 59 | 55 | 51 | 47 | |
| | 9月以上12月未満 | | 88 | 68 | 58 | 72 | 60 | 56 | 52 | 48 | |
| | 12月以上 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 | |
| 18 | 3月未満 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 | |
| | 3月以上6月未満 | | 90 | 70 | 59 | 74 | 62 | 58 | 54 | 50 | |
| | 6月以上9月未満 | | 91 | 71 | 60 | 75 | 63 | 59 | 55 | 51 | |
| | 9月以上12月未満 | | 92 | 72 | 60 | 76 | 64 | 60 | 56 | 52 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|--|--|-----|----|-----|----|----|--|--|--|
| 22 | 6 月以上 9 月未滿 | | | 87 | 66 | 91 | 79 | 75 | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 88 | 66 | 92 | 80 | 76 | | | |
| | 12 月以上 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | 77 | | | |
| 23 | 3 月未滿 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 90 | 67 | 94 | 82 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 91 | 68 | 95 | 83 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 92 | 68 | 96 | 84 | | | | |
| | 12 月以上 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | | | |
| 24 | 3 月未滿 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 94 | 70 | 98 | 86 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 95 | 71 | 99 | 87 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 96 | 72 | 100 | 88 | | | | |
| | 12 月以上 | | | 97 | 73 | 101 | 89 | | | | |
| 25 | 3 月未滿 | | | 97 | 73 | 101 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 98 | 73 | 102 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 99 | 74 | 103 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 100 | 74 | 104 | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 101 | 75 | 105 | | | | | |
| | 3 月未滿 | | | 101 | 75 | 105 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|-------|--|-----|-----|--|--|--|--|--|--|
| | 12 月以上 | | | 117 | | | | | | | |
| 30 | 3 月未満 | | | 117 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 118 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 119 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 120 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 121 | | | | | | | |
| | 31 | 3 月未満 | | | 121 | | | | | | |
| 3 月以上 6 月未満 | | | | 122 | | | | | | | |
| 6 月以上 9 月未満 | | | | 123 | | | | | | | |
| 9 月以上 12 月未満 | | | | 124 | | | | | | | |
| 12 月以上 | | | | 125 | | | | | | | |
| 32 | | 3 月未満 | | | 125 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 125 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 125 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 125 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 125 | | | | | | | |

ロ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 旧号俸 | 旧 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
| | | | | | | | |

| | 経過期間 | | | | | | |
|---|-----------|----|----|---|----|---|---|
| 1 | 3月未満 | | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | 1 | 1 | 6 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | 1 | 1 | 7 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | 1 | 1 | 8 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | 1 | 1 | 9 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 1 | 1 | 9 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 2 | 1 | 10 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 3 | 1 | 11 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 4 | 1 | 12 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 5 | 1 | 13 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 5 | 1 | 13 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 6 | 2 | 14 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 7 | 3 | 15 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 8 | 4 | 16 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 9 | 5 | 17 | 1 | 1 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 9 | 5 | 17 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 10 | 6 | 18 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 11 | 7 | 19 | 1 | 1 |

| | | | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|----|----|
| 8 | 3 月以上 6 月未滿 | 26 | 26 | 22 | 34 | 14 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 27 | 27 | 23 | 35 | 15 | 11 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 28 | 28 | 24 | 36 | 16 | 12 |
| | 12 月以上 | 29 | 29 | 25 | 37 | 17 | 13 |
| 9 | 3 月未滿 | 29 | 29 | 25 | 37 | 17 | 13 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 30 | 30 | 26 | 38 | 18 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 31 | 31 | 27 | 39 | 19 | 15 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 32 | 32 | 28 | 40 | 20 | 16 |
| | 12 月以上 | 33 | 33 | 29 | 41 | 21 | 17 |
| 10 | 3 月未滿 | 33 | 33 | 29 | 41 | 21 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 34 | 34 | 30 | 42 | 22 | 18 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 35 | 35 | 31 | 43 | 23 | 19 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 36 | 36 | 32 | 44 | 24 | 20 |
| | 12 月以上 | 37 | 37 | 33 | 45 | 25 | 21 |
| 11 | 3 月未滿 | 37 | 37 | 33 | 45 | 25 | 21 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 38 | 38 | 34 | 46 | 26 | 22 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 39 | 39 | 35 | 47 | 27 | 23 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 40 | 40 | 36 | 48 | 28 | 24 |
| | 12 月以上 | 41 | 41 | 37 | 49 | 29 | 25 |

| | | | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 12 | 3月未満 | 41 | 41 | 37 | 49 | 29 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 42 | 42 | 38 | 50 | 30 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 43 | 43 | 39 | 51 | 31 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 44 | 44 | 40 | 52 | 32 | 28 |
| | 12月以上 | 45 | 45 | 41 | 53 | 33 | 29 |
| 13 | 3月未満 | 45 | 45 | 41 | 53 | 33 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 46 | 46 | 42 | 54 | 34 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 47 | 47 | 43 | 55 | 35 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 48 | 48 | 44 | 56 | 36 | 32 |
| | 12月以上 | 49 | 49 | 45 | 57 | 37 | 33 |
| 14 | 3月未満 | 49 | 49 | 45 | 57 | 37 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 50 | 50 | 46 | 58 | 38 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 51 | 51 | 47 | 59 | 39 | 35 |
| | 9月以上12月未満 | 52 | 52 | 48 | 60 | 40 | 36 |
| | 12月以上 | 53 | 53 | 49 | 61 | 41 | 37 |
| 15 | 3月未満 | 53 | 53 | 49 | 61 | 41 | 37 |
| | 3月以上6月未満 | 54 | 54 | 50 | 62 | 42 | 38 |
| | 6月以上9月未満 | 55 | 55 | 51 | 63 | 43 | 39 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|----|----|
| | 9 月以上 12 月未滿 | 56 | 56 | 52 | 64 | 44 | 40 |
| | 12 月以上 | 57 | 57 | 53 | 65 | 45 | 41 |
| 16 | 3 月未滿 | 57 | 57 | 53 | 65 | 45 | 41 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 58 | 58 | 54 | 66 | 46 | 42 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 59 | 59 | 55 | 67 | 47 | 43 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 60 | 60 | 56 | 68 | 48 | 44 |
| | 12 月以上 | 61 | 61 | 57 | 69 | 49 | 45 |
| 17 | 3 月未滿 | 61 | 61 | 57 | 69 | 49 | 45 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 62 | 62 | 58 | 70 | 50 | 46 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 63 | 63 | 59 | 71 | 51 | 47 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 64 | 64 | 60 | 72 | 52 | 48 |
| | 12 月以上 | 65 | 65 | 61 | 73 | 53 | 49 |
| 18 | 3 月未滿 | 65 | 65 | 61 | 73 | 53 | 49 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 66 | 66 | 62 | 74 | 54 | 50 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 67 | 67 | 63 | 75 | 55 | 51 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 68 | 68 | 64 | 76 | 56 | 52 |
| | 12 月以上 | 69 | 69 | 65 | 77 | 57 | 53 |
| | 3 月未滿 | 69 | 69 | 65 | 77 | 57 | 53 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 70 | 70 | 65 | 78 | 58 | 54 |

| | | | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|----|-----|----|----|
| 23 | 3月未満 | 85 | 85 | 75 | 93 | 73 | 69 |
| | 3月以上6月未満 | 86 | 86 | 75 | 94 | 74 | 69 |
| | 6月以上9月未満 | 87 | 87 | 76 | 95 | 75 | 69 |
| | 9月以上12月未満 | 88 | 88 | 76 | 96 | 76 | 69 |
| | 12月以上 | 89 | 89 | 77 | 97 | 77 | 69 |
| 24 | 3月未満 | 89 | 89 | 77 | 97 | 77 | |
| | 3月以上6月未満 | 90 | 90 | 77 | 98 | 78 | |
| | 6月以上9月未満 | 91 | 91 | 78 | 99 | 79 | |
| | 9月以上12月未満 | 92 | 92 | 78 | 100 | 80 | |
| | 12月以上 | 93 | 93 | 79 | 101 | 81 | |
| 25 | 3月未満 | 93 | 93 | 79 | 101 | 81 | |
| | 3月以上6月未満 | 94 | 94 | 79 | 102 | 82 | |
| | 6月以上9月未満 | 95 | 95 | 80 | 103 | 83 | |
| | 9月以上12月未満 | 96 | 96 | 80 | 104 | 84 | |
| | 12月以上 | 97 | 97 | 81 | 105 | 85 | |
| 26 | 3月未満 | 97 | 97 | 81 | 105 | 85 | |
| | 3月以上6月未満 | 98 | 98 | 82 | 106 | 86 | |
| | 6月以上9月未満 | 99 | 99 | 83 | 107 | 87 | |
| | 9月以上12月未満 | 100 | 100 | 84 | 108 | 88 | |

| | | | | | | | |
|--------------|--------------|-------|-----|-----|-----|-----|--|
| | 12 月以上 | 101 | 101 | 85 | 109 | 89 | |
| 27 | 3 月未滿 | 101 | 101 | 85 | 109 | 89 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 102 | 102 | 85 | 110 | 90 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 103 | 103 | 86 | 111 | 91 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 104 | 104 | 86 | 112 | 92 | |
| | 12 月以上 | 105 | 105 | 87 | 113 | 93 | |
| | 28 | 3 月未滿 | 105 | 105 | 87 | 113 | |
| 3 月以上 6 月未滿 | | 106 | 106 | 87 | 114 | | |
| 6 月以上 9 月未滿 | | 107 | 107 | 88 | 115 | | |
| 9 月以上 12 月未滿 | | 108 | 108 | 88 | 116 | | |
| 12 月以上 | | 109 | 109 | 89 | 117 | | |
| 29 | | 3 月未滿 | 109 | 109 | 89 | 117 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 110 | 110 | 90 | 118 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 111 | 111 | 91 | 119 | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 112 | 112 | 92 | 120 | | |
| | 12 月以上 | 113 | 113 | 93 | 121 | | |
| | | 3 月未滿 | 113 | 113 | 93 | 121 | |
| 3 月以上 6 月未滿 | | 114 | 114 | 93 | 122 | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|----|-----|--|--|
| 30 | 6 月以上 9 月未満 | 115 | 115 | 94 | 123 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 116 | 116 | 94 | 124 | | |
| | 12 月以上 | 117 | 117 | 95 | 125 | | |
| 31 | 3 月未満 | 117 | 117 | 95 | 125 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 118 | 118 | 95 | 126 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 119 | 119 | 96 | 127 | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 120 | 120 | 96 | 128 | | |
| | 12 月以上 | 121 | 121 | 97 | 129 | | |
| 32 | 3 月未満 | 121 | 121 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 121 | 122 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 121 | 123 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 121 | 124 | | | | |
| 33 | 3 月未満 | | 125 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | | 126 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | | 127 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | | 128 | | | | |
| | 12 月以上 | | 129 | | | | |

ハ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

| 旧号俸 | 旧 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| | 経過期間 | | | | |
| 1 | 3 月未満 | | | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | | | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | | | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | | | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | | | 1 | 1 |
| 2 | 3 月未満 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 3 | 3 月未満 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 6 | 6 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 7 | 7 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 8 | 8 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 9 | 9 | 5 | 1 |
| | 3 月未満 | 9 | 9 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 10 | 10 | 6 | 1 |

| | | | | | |
|---|--------------|----|----|----|----|
| 4 | 6 月以上 9 月未滿 | 11 | 11 | 7 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 12 | 12 | 8 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 13 | 9 | 1 |
| 5 | 3 月未滿 | 13 | 13 | 9 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 14 | 14 | 10 | 2 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 15 | 15 | 11 | 3 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 16 | 16 | 12 | 4 |
| | 12 月以上 | 17 | 17 | 13 | 5 |
| 6 | 3 月未滿 | 17 | 17 | 13 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 18 | 18 | 14 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 19 | 19 | 15 | 7 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 20 | 20 | 16 | 8 |
| | 12 月以上 | 21 | 21 | 17 | 9 |
| 7 | 3 月未滿 | 21 | 21 | 17 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 22 | 22 | 18 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 23 | 23 | 19 | 11 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 24 | 24 | 20 | 12 |
| | 12 月以上 | 25 | 25 | 21 | 13 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|
| 8 | 3月未満 | 25 | 25 | 21 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 26 | 22 | 14 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 27 | 23 | 15 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 28 | 24 | 16 |
| | 12月以上 | 29 | 29 | 25 | 17 |
| 9 | 3月未満 | 29 | 29 | 25 | 17 |
| | 3月以上6月未満 | 30 | 30 | 26 | 18 |
| | 6月以上9月未満 | 31 | 31 | 27 | 19 |
| | 9月以上12月未満 | 32 | 32 | 28 | 20 |
| | 12月以上 | 33 | 33 | 29 | 21 |
| 10 | 3月未満 | 33 | 33 | 29 | 21 |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 34 | 30 | 22 |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 35 | 31 | 23 |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 36 | 32 | 24 |
| | 12月以上 | 37 | 37 | 33 | 25 |
| 11 | 3月未満 | 37 | 37 | 33 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 38 | 34 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 39 | 35 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 40 | 40 | 36 | 28 |

| | | | | | |
|--------------|--------------|-------|----|----|----|
| | 12 月以上 | 41 | 41 | 37 | 29 |
| 12 | 3 月未滿 | 41 | 41 | 37 | 29 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 42 | 42 | 38 | 30 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 43 | 43 | 39 | 31 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 44 | 44 | 40 | 32 |
| | 12 月以上 | 45 | 45 | 41 | 33 |
| | 13 | 3 月未滿 | 45 | 45 | 41 |
| 3 月以上 6 月未滿 | | 46 | 46 | 42 | 34 |
| 6 月以上 9 月未滿 | | 47 | 47 | 43 | 35 |
| 9 月以上 12 月未滿 | | 48 | 48 | 44 | 36 |
| 12 月以上 | | 49 | 49 | 45 | 37 |
| 14 | | 3 月未滿 | 49 | 49 | 45 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 50 | 50 | 46 | 38 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 51 | 51 | 47 | 39 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 52 | 52 | 48 | 40 |
| | 12 月以上 | 53 | 53 | 49 | 41 |
| | | 3 月未滿 | 53 | 53 | 49 |
| 3 月以上 6 月未滿 | | 54 | 54 | 50 | 42 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|
| 15 | 6 月以上 9 月未滿 | 55 | 55 | 51 | 43 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 56 | 56 | 52 | 44 |
| | 12 月以上 | 57 | 57 | 53 | 45 |
| 16 | 3 月未滿 | 57 | 57 | 53 | 45 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 58 | 58 | 54 | 46 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 59 | 59 | 55 | 47 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 60 | 60 | 56 | 48 |
| | 12 月以上 | 61 | 61 | 57 | 49 |
| 17 | 3 月未滿 | 61 | 61 | 57 | 49 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 62 | 62 | 58 | 50 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 63 | 63 | 59 | 51 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 64 | 64 | 60 | 52 |
| | 12 月以上 | 65 | 65 | 61 | 53 |
| 18 | 3 月未滿 | 65 | 65 | 61 | 53 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 66 | 66 | 62 | 54 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 67 | 67 | 63 | 55 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 68 | 68 | 64 | 56 |
| | 12 月以上 | 69 | 69 | 65 | 57 |
| | 3 月未滿 | 69 | 69 | 65 | 57 |

| | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|
| 19 | 3 月以上 6 月未滿 | 70 | 70 | 66 | 58 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 71 | 71 | 67 | 59 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 72 | 72 | 68 | 60 |
| | 12 月以上 | 73 | 73 | 69 | 61 |
| 20 | 3 月未滿 | 73 | 73 | 69 | 61 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 74 | 74 | 70 | 62 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 75 | 75 | 71 | 63 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 76 | 76 | 72 | 64 |
| | 12 月以上 | 77 | 77 | 73 | 65 |
| 21 | 3 月未滿 | 77 | 77 | 73 | 65 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 78 | 78 | 74 | 66 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 79 | 79 | 75 | 67 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 80 | 80 | 76 | 68 |
| | 12 月以上 | 81 | 81 | 77 | 69 |
| 22 | 3 月未滿 | 81 | 81 | 77 | 69 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 82 | 82 | 78 | 70 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 83 | 83 | 79 | 71 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 84 | 84 | 80 | 72 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|
| | 12 月以上 | 85 | 85 | 81 | 73 |
| 23 | 3 月未満 | 85 | 85 | 81 | 73 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 86 | 86 | 82 | 73 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 87 | 87 | 83 | 73 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 88 | 88 | 84 | 73 |
| | 12 月以上 | 89 | 89 | 85 | 73 |
| 24 | 3 月未満 | 89 | 89 | 85 | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 90 | 90 | 86 | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 91 | 91 | 87 | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 92 | 92 | 88 | |
| | 12 月以上 | 93 | 93 | 89 | |
| 25 | 3 月未満 | 93 | 93 | 89 | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 94 | 94 | 89 | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 95 | 95 | 89 | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 96 | 96 | 89 | |
| | 12 月以上 | 97 | 97 | 89 | |
| 26 | 3 月未満 | 97 | 97 | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 98 | 98 | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 99 | 99 | | |

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|--|--|
| | 9 月以上 12 月未滿 | 100 | 100 | | |
| | 12 月以上 | 101 | 101 | | |
| 27 | 3 月未滿 | 101 | 101 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 102 | 102 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 103 | 103 | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 104 | 104 | | |
| | 12 月以上 | 105 | 105 | | |
| 28 | 3 月未滿 | 105 | 105 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 106 | 106 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 107 | 107 | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 108 | 108 | | |
| | 12 月以上 | 109 | 109 | | |
| 29 | 3 月未滿 | 109 | 109 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 110 | 110 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 111 | 111 | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 112 | 112 | | |
| | 12 月以上 | 113 | 113 | | |
| | 3 月未滿 | 113 | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----|--------------|-----|--|--|--|
| 30 | 3 月以上 6 月未満 | 114 | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 115 | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 116 | | | |
| | 12 月以上 | 117 | | | |
| 31 | 3 月未満 | 117 | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 118 | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 119 | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 120 | | | |
| | 12 月以上 | 121 | | | |
| 32 | 3 月未満 | 121 | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 121 | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 121 | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 121 | | | |
| | 12 月以上 | 121 | | | |
| | | | | | |

附則別表第 3 旧級が 2 の新級に対応する場合の号俸の切替表（附則第 4 項関係）

旧級が研究職員俸給表の 5 級である職員の新号俸

| 旧号俸 | 新 級 | 5 級 | 6 級 |
|-----|-------|-----|-----|
| | 経過期間 | | |
| | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | | | |

| | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 2 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 3 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 4 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |

| | | | |
|---|--------------|---|---|
| 5 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 6 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 7 | 3 月未満 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 5 | 1 |
| 8 | 3 月未満 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 6 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 7 | 1 |
| | | | |

| | | | |
|----|--------------|----|---|
| | 9 月以上 12 月未滿 | 8 | 1 |
| | 12 月以上 | 9 | 1 |
| 9 | 3 月未滿 | 9 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 10 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 11 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 12 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 1 |
| 10 | 3 月未滿 | 13 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 14 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 15 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 16 | 1 |
| | 12 月以上 | 17 | 1 |
| 11 | 3 月未滿 | 17 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 18 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 19 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 20 | 1 |
| | 12 月以上 | 21 | 1 |
| | 3 月未滿 | 21 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 22 | 1 |

| | | | |
|----|--------------|----|---|
| 12 | 6 月以上 9 月未滿 | 23 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 24 | 1 |
| | 12 月以上 | 25 | 1 |
| 13 | 3 月未滿 | 25 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 26 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 27 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 28 | 1 |
| | 12 月以上 | 29 | 1 |
| 14 | 3 月未滿 | 29 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 30 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 31 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 32 | 1 |
| | 12 月以上 | 33 | 1 |
| 15 | 3 月未滿 | 33 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 34 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 35 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 36 | 1 |
| | 12 月以上 | 37 | 1 |
| | | | |

| | | | |
|----|-----------|----|---|
| 16 | 3月未満 | 37 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 40 | 1 |
| | 12月以上 | 41 | 1 |
| 17 | 3月未満 | 41 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 42 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 43 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 44 | 1 |
| | 12月以上 | 45 | 1 |
| 18 | 3月未満 | 45 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 46 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 47 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 48 | 1 |
| | 12月以上 | 49 | 1 |
| 19 | 3月未満 | 49 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 50 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 51 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 52 | 1 |

| | | | |
|--------------|--------------|-------|----|
| | 12 月以上 | 53 | 1 |
| 20 | 3 月未滿 | 53 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 54 | 2 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 55 | 3 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 56 | 4 |
| | 12 月以上 | 57 | 5 |
| | 21 | 3 月未滿 | 57 |
| 3 月以上 6 月未滿 | | 58 | 6 |
| 6 月以上 9 月未滿 | | 59 | 7 |
| 9 月以上 12 月未滿 | | 60 | 8 |
| 12 月以上 | | 61 | 9 |
| 22 | | 3 月未滿 | 61 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 62 | 9 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 63 | 10 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 64 | 10 |
| | 12 月以上 | 65 | 11 |
| | | 3 月未滿 | 65 |
| 3 月以上 6 月未滿 | | 66 | 11 |
| | | | |

| | | | |
|----|--------------|----|----|
| 23 | 6 月以上 9 月未満 | 67 | 12 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 68 | 12 |
| | 12 月以上 | 69 | 13 |

附 則 (18. 7. 18 本消技第 779 号)
(施行期日)

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (19. 4. 1 消技第 242 号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(平成 23 年 3 月 31 日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

- 2 独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程 (17 本消技第 1669 号) 附則第 8 項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程 (以下「改正後の職員給与規程」という。) 第 10 条第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程 (17 本消技第 1669 号) 附則第 8 項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成 20 年 3 月 31 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 3 平成 20 年 3 月 31 日までの間においては、改正後の職員給与規程第 14 条第 1 項第 1 号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第 2 号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 4 改正後の職員給与規程第 14 条の規定は、平成 16 年 4 月 2 日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。

(旧法人からの引継ぎ職員等に係る経過措置)

- 5 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 8 号) 附則第 3 条の規定による独立行政法人肥飼料検査所又は独立行政法人農薬検査所 (以下「旧法人」という。) の解散に伴い、施行日の前日以前に旧法人に在勤していた期間のある者が施行日以後において職員となった場合に係る給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(寒冷地手当等に関する経過措置)

- 6 この規程による改正後の職員給与規程における独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（16本消技第1198号）附則第2項から第6項までの適用については、附則第2項中「この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第29条第1項」とあるのは「平成19年4月1日以後適用となる改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第30条第1項」と、「同規程第29条」とあるのは「同規程第30条」と、附則第3項中「改正後の職員給与規程第29条」とあるのは「改正後の職員給与規程第30条」と、附則第4項中「改正後の職員給与規程第13条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。」とあるのは「改正後の職員給与規程第13条第7項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。」と、「同規程第29条」とあるのは「同規程第30条」と、附則第6項中「改正後の職員給与規程第23条」とあるのは「改正後の職員給与規程第24条」と、「第29条第2項」とあるのは「第30条第2項」と、「独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（16本消技第1198号）附則第2項から第4項まで」とあるのは「独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（19消技第242号）附則第6項の規定により読み替えられた独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（16本消技第1198号）附則第2項から第4項まで」とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置等)

- 7 この規程による改正後の職員給与規程における独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程の一部を改正する規程（17本消技第1669号）附則第9項の適用については、附則第9項中「第25条第5項（第28条第4項）」とあるのは「第26条第5項（第29条第4項）」と、「第25条第5項中」とあるのは「第26条第5項中」とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（19.10.1 消技第2494号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する特例)

- 2 この規程による改正後の第37条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

附 則 (19.12.1 消技第3076号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条、第11条第3項及び第12条第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、この規程による改正前の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用させるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (20.4.1 消技第120号)

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20.10.1 消技第2287号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(21.4.1 20 消技第4088号)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(21.5.29 消技第734号)

(施行期日)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則(21.10.1 消技第1536号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)後1年間において行われる改正後の第6条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

3 施行日から平成24年3月31日までの間は、改正後の第29条の規定の適用については、同条中「人事評価」とあるのは、「人事評価その他の能力の実証」とする。

(雑則)

4 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(21.12.1 消技第2772号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第26条第2項及び第4項から第6項まで(第38条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第

42条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第33条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（改正前の職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 一般職員俸給表 | 1級 | 1号俸から56号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から8号俸まで |
| 研究職員俸給表 | 1級 | 1号俸から56号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から32号俸まで |

- 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(22. 4. 1 21 消技第 3823 号)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(22. 12. 1 22 消技第 2716 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 1 2 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の職員給与規程第 26 条第 2 項及び第 4 項から 6 項まで(第 38 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第 34 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項若しくは附則第 2 項又は第 42 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員(この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第 33 条に規定する職員を除く。以下同じ。)以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の職員給与規程附則第 2 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程の一部を改正する規程(平成 18 年本消技第 1669 号)附則第 8 項の規定の適用を受けない職員職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(平成 22 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(改正前の職員給与規程第 17 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月

数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額。

| 俸 給 表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 一般職員俸給表 | 1級 | 1号俸から93号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から64号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から48号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から32号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 7級 | 1号俸から4号俸まで |
| 研究職員俸給表 | 1級 | 1号俸から96号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から72号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から40号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から4号俸まで |

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における

最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(雑則)

- 4 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(23. 1. 1 22 消技第 2976 号)

(施行期日)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(23. 2. 1 22 消技第 3318 号)

(施行期日)

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(23. 4. 1 22 消技第 3849 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸をうける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第6条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする
- 3 育児休業規程第12条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第17条の規定により準用する独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業等規程第20条の規定による勤務をしている職員について準

用する。

- 5 育児休業規程第21条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第23条の規定により準用する独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（雑則）

- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(24. 4. 123 消技第3745号)

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(24. 5. 124 消技第351号)

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、第26条第2項（同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第38条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項又は第42条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の第一号の適用を受ける場合にあつては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第二号の適用を受ける場合にあつては基準額に同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年本消技第1669号）附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して

理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(職員給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数)を乗じて得た額。

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 一般職員俸給表 | 1級 | 1号俸から93号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から76号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から60号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から44号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から36号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から28号俸まで |
| | 7級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 8級 | 1号俸から4号俸まで |

二 附則第3項の規定が平成24年4月1日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員(同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。)が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を減じた額

(平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年5月1日において改正後の職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年本消技第1669号)附則第8項の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員、職員給与規程第5条に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下、「除外職員」という。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日において改正後の職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年本消技第1669号)附則第8項の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において改正後の職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年本消技第1669号)附則第8項の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 6 育児休業規程第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前5項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業規程第17条の規定により読み替えられた勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 前項の規定は、育児休業規程第20条の規定による勤務をしている職員について準用する。

8 育児休業規程第21条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第3項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児休業規程第23条の規定により読み替えられた勤務時間規程第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則(24. 11. 124 消技第1973号)
(施行期日)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年12月に期末手当が支給される職員(同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。)に対する当該期末手当の額は、職員給与規程第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第38条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項、第42条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程の一部を改正する規程(24消技第351号。以下この項において「平成24年改正規程」という。)附則第3項及び平成24年改正規程による改正後の職員給与規程第46条から第51条までの規定が同月1日から適用されていたとしたならば同月分として同各条の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則(25. 12. 1625 消技第2744号)
(施行期日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(26. 3. 2825 消技第3657号)
(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成26年6月に職員に支給する期末手当の額は、平成24年4月1日から引き続き在職している者(同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(職員給与規程(平成18年本消技第1669号)附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。)を除く。)に対する当該期末手当の額は、第26条第2項(同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第38条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項又は第42条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、平成26年6月1日(当該支給される期末手当について第26条第1項後段又は第34条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、若しくは失職又は死亡した日)において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(職員給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の3.67(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 一般職員俸給表 | 1級 | 1号俸から93号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から76号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から60号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から44号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から36号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から28号俸まで |
| | | |

| | | |
|--|----|-------------|
| | 7級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 8級 | 1号俸から4号俸まで |

附 則 (26.12.126 消技第2551号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第29条第2項及び附則第5項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (27.4.126 消技第3617号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 3 平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる職員に該当するものには、俸給月額のほか、当該各号に定める額を俸給として支給する。
 - 一 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員

を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程の一部を改正する規程(26消技第3617号。以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第2項に規定する一般職員俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成28年3月31日までの間における昇給に関する特例)

4 平成28年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第6条第6項(職員給与規程第38条及び第39条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

5 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|---------|-----------------------------|
| 第13条第2項第1号 | 100分の20 | 100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第2号 | 100分の16 | 100分の16を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第3号 | 100分の15 | 100分の15を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |
| 第13条第2項第4号 | 100分の12 | 100分の12を超えない範囲内で理事長が別に定める割合 |

| | | |
|---------|---------|--------------------------------|
| 第17条第2項 | 30,000円 | 30,000円を超えない範囲 内で理事長が別に定める額 |
| | 70,000円 | 70,000円を超えない範囲 内で理事長が別に定める額 |

(広域異動手当に関する特例)

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 7 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第13条第5項又は第7項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動又は採用に係る地域手当の支給及び切替日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又は切替日の前日において地域手当支給事務所に在勤していた一般職給与法適用職員等が切替日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動又は採用に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条第5項又は第7項の規定の適用については、同条第5項中「在勤していた地域に係る第2項各号に掲げる地域手当の支給割合（理事長が）」とあるのは「在勤していた地域に係る第2項各号に掲げる地域手当の支給割合（改正後の職員給与規程による改正前の職員給与規程第13条第2項各号に定める割合）」と、改正後の職員給与規程第13条第7項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 8 切替日に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

9 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(27.12.22 27 消技第2678号)
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、改正後の職員給与規程第29条第2項及び改正後の職員給与規程附則第5項の改正部分については、平成27年12月1日より適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(28.3.17 27 消技第3614号)
(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(28.12.1 28 消技第2393号)
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号の定める施行期日とする。
 - 一 改正後の職員給与規程第29条第2項及び改正後の職員給与規程附則第5項の改正部分については、平成28年12月1日。
 - 二 改正後の職員給与規程第11条及び第12条の改正部分については、平成29年4月1日。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2項の規定による改正後の職員給与規程(以下「第2項改正後職員給与規程」という。)第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2項改正後職員給与規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「一般8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2項改正後職員給与規程第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2項改正後職員給与規程第11条第3項の規定の適用については、「一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「一般8級職員」という。)にあっては、3,500円」とあるのは「一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「一般8級職員」という。)にあっては、6,500円)」とする。

(その他)

- 6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(29.1.128 消技第2587号)

(施行期日)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(29.12.1 29 消技第 2217 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、改正後の職員給与規程第 29 条第 2 項及び改正後の職員給与規程附則第 5 項の改正部分 については、平成 29 年 12 月 1 日より適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 4 平成 30 年 4 月 1 日において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成 28 年 1 月 1 日の職員給与規程第 6 条第 5 項の規定による昇給その他の号俸の 決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める年齢に満たない 職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合 に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

(その他)

- 5 第 2 項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (30.4.1 29 消技第 2973 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (30.12.1 30 消技第 1998 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用

する。

ただし、改正後の職員給与規程第29条第2項については、平成30年12月1日より適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (31.4.1 30 消技第 2794 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (元.12.1 元消技第 2016 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

ただし、改正後の職員給与規程第24条については、令和2年1月1日より、第29条第2項については、令和元年12月1日より適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (2.4.1 元消技第 2707 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日において改正前の第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において

同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当にかかる家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の第15条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (2.12.1 2 消技第1814号)
(施行期日等)
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (3.4.1 2 消技第3073号)
(施行期日等)
この規程は、令和3年4月1日から施行する

- 附 則 (4.4.1 3 消技第2795号)
(施行期日)
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
 - 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程(以下この項において「職員給与規程」という。)による第26条第2項(同条第3項及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター任期付職員採用等事務取扱規程第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同条第4項から第6項まで(職員給与規程第38条により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは、第34条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(職員給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)

を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再任用職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

ロ 職員給与規程第26条第2項に規定する特定幹部職員（次号ロにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター任期付職員採用等事務取扱規程第6条に規定する特定任期付職員 167.5分の10

三 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定幹部職員 62.5分の10

（雑則）

3 前項に定めるもののほか、同項の規定による期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（4.12.1 4 消技第1875号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第29条第2項については令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（5.4.1 4 消技第2759号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額）

2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、一般職員俸給表の俸給月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6

項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的職員その他の規程により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間（同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

三 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員

4 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

8 附則第4項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第25条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規

定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

- 9 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第75条第2項及び第89条第1項の規定の適用については、同法第75条第2項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程附則第2項」と、同法第89条第1項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程附則第2項の規定による降給」とする。

(附則第2項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 10 独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第12条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同規程第20条の規定による勤務をしている職員に対する附則第2項の規定の適用については、「**1**）とする」とあるのは、「**1**）に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

- 11 附則第2項から第9項までの規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）（次項において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員は適用しない。

- 12 令和3年改正法附則第3条第4項の規定による暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（第14項及び第15項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）第5条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同規程第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 13 育児休業規程第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「**1**）に独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 14 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第5条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同規程第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関す

る規程第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

15 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員給与規程第15条第2項、第19条第2項及び第32条第1項の規定を適用する。

16 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員給与規程第25条第3項の規定を適用する。

17 職員給与規程第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員という。」）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

18 職員給与規程第6条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第12条第4項から同条第8項まで、第14条並びに第29条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（その他）

19 附則第2項から前項に定めるもののほか、附則第2項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（5.12.1 5消技第2296号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第25条第2項、第3項及び第28条第2項については令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（6.4.1 5消技第3507号）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（7.1.1 6 消技第 2927 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 一般職員俸給表(第5条第1項第1号関係)

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 俸 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 183,500 | 230,000 | 261,300 | 287,300 | 309,800 | 335,000 | 373,400 | 415,600 |
| 2 | 184,600 | 231,500 | 262,300 | 288,900 | 311,500 | 336,900 | 376,000 | 418,000 |
| 3 | 185,800 | 233,000 | 263,300 | 290,400 | 313,200 | 338,700 | 378,300 | 420,500 |
| 4 | 186,900 | 234,500 | 264,300 | 291,900 | 314,700 | 340,500 | 380,500 | 422,900 |
| 5 | 188,000 | 236,000 | 265,300 | 293,400 | 316,100 | 342,200 | 382,400 | 424,800 |
| 6 | 189,700 | 237,500 | 266,300 | 294,900 | 317,400 | 343,900 | 384,700 | 426,900 |
| 7 | 191,300 | 239,000 | 267,300 | 296,300 | 318,700 | 345,500 | 386,800 | 429,000 |
| 8 | 192,900 | 240,500 | 268,300 | 297,600 | 320,000 | 347,200 | 388,800 | 431,200 |
| 9 | 194,500 | 242,000 | 269,300 | 298,800 | 321,300 | 348,800 | 390,800 | 433,100 |
| 10 | 196,200 | 243,400 | 270,300 | 300,300 | 323,100 | 350,500 | 393,100 | 435,200 |
| 11 | 197,800 | 244,800 | 271,300 | 301,800 | 324,900 | 352,100 | 395,300 | 437,300 |
| 12 | 199,400 | 246,200 | 272,300 | 303,200 | 326,600 | 353,700 | 397,500 | 439,200 |
| 13 | 201,000 | 247,400 | 273,300 | 304,600 | 328,300 | 355,200 | 399,700 | 440,900 |
| 14 | 202,700 | 248,600 | 274,300 | 305,700 | 330,000 | 356,900 | 402,000 | 442,700 |
| 15 | 204,400 | 249,800 | 275,300 | 306,700 | 331,700 | 358,500 | 404,200 | 444,600 |
| 16 | 206,100 | 251,000 | 276,400 | 307,900 | 333,400 | 360,100 | 406,500 | 446,500 |
| 17 | 207,400 | 252,100 | 277,400 | 309,100 | 335,000 | 361,700 | 408,300 | 448,300 |
| 18 | 209,000 | 253,200 | 278,700 | 310,700 | 336,700 | 363,500 | 410,200 | 450,100 |
| 19 | 210,600 | 254,300 | 280,000 | 312,300 | 338,400 | 365,000 | 412,100 | 451,900 |
| 20 | 212,100 | 255,400 | 281,200 | 313,900 | 340,000 | 366,600 | 413,900 | 453,600 |
| 21 | 213,600 | 256,400 | 282,500 | 315,400 | 341,500 | 368,000 | 415,700 | 455,400 |
| 22 | 215,200 | 257,400 | 283,800 | 317,000 | 343,100 | 369,600 | 417,500 | 456,900 |
| 23 | 216,800 | 258,400 | 285,000 | 318,600 | 344,700 | 371,200 | 419,300 | 458,300 |
| 24 | 218,400 | 259,400 | 286,200 | 320,200 | 346,200 | 372,700 | 421,100 | 459,800 |
| 25 | 220,000 | 260,400 | 287,300 | 321,700 | 347,600 | 374,600 | 422,700 | 461,200 |
| 26 | 221,700 | 261,300 | 288,500 | 323,400 | 349,300 | 376,500 | 424,200 | 462,500 |
| 27 | 223,000 | 262,200 | 289,800 | 325,000 | 350,900 | 378,400 | 425,700 | 463,800 |
| 28 | 224,300 | 263,100 | 291,100 | 326,600 | 352,500 | 380,200 | 427,200 | 465,000 |
| 29 | 225,600 | 263,900 | 292,400 | 328,000 | 353,700 | 381,700 | 428,700 | 466,000 |
| 30 | 226,700 | 264,700 | 293,400 | 329,700 | 355,200 | 383,500 | 430,000 | 466,700 |
| 31 | 227,800 | 265,500 | 294,400 | 331,400 | 356,700 | 385,200 | 431,300 | 467,400 |
| 32 | 228,900 | 266,300 | 295,500 | 333,000 | 358,200 | 386,800 | 432,500 | 468,100 |
| 33 | 230,000 | 267,000 | 296,600 | 334,200 | 359,900 | 388,500 | 433,700 | 468,800 |
| 34 | 231,100 | 267,800 | 297,800 | 336,100 | 361,700 | 389,900 | 435,000 | 469,500 |
| 35 | 232,200 | 268,600 | 298,900 | 337,800 | 363,400 | 391,300 | 436,300 | 470,100 |
| 36 | 233,300 | 269,300 | 300,100 | 339,400 | 365,100 | 392,700 | 437,500 | 470,700 |
| 37 | 234,400 | 270,000 | 301,300 | 340,900 | 366,500 | 394,100 | 438,700 | 471,200 |
| 38 | 235,400 | 270,800 | 302,600 | 342,500 | 367,800 | 395,300 | 439,500 | 471,800 |
| 39 | 236,400 | 271,600 | 303,900 | 344,100 | 369,000 | 396,500 | 440,300 | 472,400 |
| 40 | 237,300 | 272,300 | 305,200 | 345,700 | 370,400 | 397,500 | 441,100 | 473,000 |
| 41 | 238,200 | 273,000 | 306,500 | 347,400 | 371,500 | 398,600 | 441,700 | 473,500 |
| 42 | 239,100 | 273,800 | 307,800 | 349,200 | 372,400 | 399,800 | 442,300 | 474,000 |
| 43 | 239,900 | 274,600 | 309,100 | 351,000 | 373,400 | 400,900 | 442,900 | 474,400 |
| 44 | 240,700 | 275,300 | 310,400 | 352,800 | 374,500 | 402,000 | 443,500 | 474,700 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 45 | 241,400 | 276,000 | 311,700 | 354,300 | 375,300 | 402,700 | 444,200 | 475,000 |
| 46 | 242,000 | 276,700 | 313,000 | 355,700 | 376,200 | 403,400 | 445,000 | |
| 47 | 242,600 | 277,400 | 314,300 | 357,100 | 377,100 | 404,100 | 445,400 | |
| 48 | 243,200 | 278,100 | 315,400 | 358,500 | 377,900 | 404,800 | 446,100 | |
| 49 | 243,800 | 278,800 | 316,300 | 360,000 | 378,700 | 405,400 | 446,600 | |
| 50 | 244,400 | 279,500 | 317,600 | 360,800 | 379,500 | 406,000 | 447,000 | |
| 51 | 245,000 | 280,200 | 318,900 | 361,800 | 380,300 | 406,500 | 447,400 | |
| 52 | 245,500 | 280,900 | 320,200 | 362,800 | 381,000 | 406,900 | 447,800 | |
| 53 | 246,000 | 281,500 | 321,400 | 363,700 | 381,700 | 407,300 | 448,200 | |
| 54 | 246,400 | 282,200 | 322,700 | 364,800 | 382,400 | 407,500 | 448,600 | |
| 55 | 246,700 | 282,800 | 323,900 | 365,700 | 383,100 | 407,800 | 449,000 | |
| 56 | 247,000 | 283,500 | 325,100 | 366,700 | 383,800 | 408,100 | 449,300 | |
| 57 | 247,300 | 284,100 | 326,400 | 367,600 | 384,300 | 408,400 | 449,600 | |
| 58 | 247,600 | 284,800 | 327,500 | 368,300 | 384,900 | 408,700 | 450,000 | |
| 59 | 247,900 | 285,400 | 328,600 | 369,000 | 385,500 | 409,000 | 450,300 | |
| 60 | 248,200 | 286,100 | 329,700 | 369,600 | 386,200 | 409,300 | 450,600 | |
| 61 | 248,500 | 286,700 | 330,400 | 370,000 | 386,600 | 409,500 | 450,900 | |
| 62 | 248,800 | 287,400 | 331,300 | 370,600 | 387,200 | 409,800 | | |
| 63 | 249,100 | 288,000 | 332,000 | 371,300 | 387,800 | 410,100 | | |
| 64 | 249,400 | 288,500 | 332,800 | 372,000 | 388,300 | 410,400 | | |
| 65 | 249,700 | 289,000 | 333,600 | 372,300 | 388,700 | 410,600 | | |
| 66 | 250,000 | 289,600 | 334,000 | 373,000 | 389,300 | 410,900 | | |
| 67 | 250,300 | 290,100 | 334,600 | 373,700 | 389,900 | 411,200 | | |
| 68 | 250,600 | 290,700 | 335,300 | 374,300 | 390,400 | 411,500 | | |
| 69 | 250,900 | 291,200 | 336,100 | 374,600 | 390,800 | 411,700 | | |
| 70 | 251,200 | 291,700 | 336,800 | 375,100 | 391,300 | 412,000 | | |
| 71 | 251,500 | 292,300 | 337,500 | 375,700 | 391,800 | 412,300 | | |
| 72 | 251,800 | 292,900 | 338,100 | 376,300 | 392,400 | 412,500 | | |
| 73 | 252,100 | 293,400 | 338,600 | 376,600 | 392,700 | 412,700 | | |
| 74 | 252,400 | 293,900 | 339,200 | 377,200 | 393,100 | 413,000 | | |
| 75 | 252,700 | 294,300 | 339,700 | 377,900 | 393,500 | 413,300 | | |
| 76 | 253,000 | 294,600 | 340,300 | 378,500 | 393,900 | 413,500 | | |
| 77 | 253,300 | 294,800 | 340,600 | 378,900 | 394,200 | 413,700 | | |
| 78 | 253,600 | 295,100 | 341,100 | 379,400 | 394,500 | 414,000 | | |
| 79 | 253,900 | 295,300 | 341,500 | 380,000 | 394,800 | 414,300 | | |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 341,900 | 380,500 | 395,000 | 414,500 | | |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 342,300 | 381,000 | 395,200 | 414,700 | | |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 342,800 | 381,600 | 395,500 | 415,000 | | |
| 83 | 255,100 | 296,300 | 343,300 | 382,100 | 395,800 | 415,300 | | |
| 84 | 255,400 | 296,500 | 343,800 | 382,400 | 396,000 | 415,500 | | |
| 85 | 255,700 | 296,800 | 344,100 | 382,800 | 396,200 | 415,700 | | |
| 86 | 256,000 | 297,100 | 344,500 | 383,300 | 396,500 | | | |
| 87 | 256,300 | 297,400 | 344,900 | 383,700 | 396,800 | | | |
| 88 | 256,600 | 297,700 | 345,300 | 384,100 | 397,000 | | | |
| 89 | 256,900 | 298,000 | 345,600 | 384,500 | 397,200 | | | |
| 90 | 257,200 | 298,300 | 346,000 | 385,000 | 397,500 | | | |
| 91 | 257,500 | 298,600 | 346,400 | 385,400 | 397,800 | | | |
| 92 | 257,800 | 299,000 | 346,800 | 385,800 | 398,000 | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 93 | 258,100 | 299,200 | 347,000 | 386,100 | 398,200 | | | |
| 94 | | 299,400 | 347,400 | | | | | |
| 95 | | 299,700 | 347,800 | | | | | |
| 96 | | 300,100 | 348,200 | | | | | |
| 97 | | 300,300 | 348,400 | | | | | |
| 98 | | 300,600 | 348,800 | | | | | |
| 99 | | 301,000 | 349,200 | | | | | |
| 100 | | 301,400 | 349,500 | | | | | |
| 101 | | 301,600 | 349,800 | | | | | |
| 102 | | 301,900 | 350,200 | | | | | |
| 103 | | 302,200 | 350,600 | | | | | |
| 104 | | 302,500 | 351,000 | | | | | |
| 105 | | 302,700 | 351,500 | | | | | |
| 106 | | 303,000 | 351,900 | | | | | |
| 107 | | 303,300 | 352,300 | | | | | |
| 108 | | 303,600 | 352,700 | | | | | |
| 109 | | 303,800 | 353,200 | | | | | |
| 110 | | 304,200 | 353,600 | | | | | |
| 111 | | 304,600 | 353,900 | | | | | |
| 112 | | 304,900 | 354,200 | | | | | |
| 113 | | 305,100 | 354,700 | | | | | |
| 114 | | 305,300 | | | | | | |
| 115 | | 305,600 | | | | | | |
| 116 | | 306,000 | | | | | | |
| 117 | | 306,200 | | | | | | |
| 118 | | 306,400 | | | | | | |
| 119 | | 306,700 | | | | | | |
| 120 | | 307,000 | | | | | | |
| 121 | | 307,400 | | | | | | |
| 122 | | 307,600 | | | | | | |
| 123 | | 307,900 | | | | | | |
| 124 | | 308,200 | | | | | | |
| 125 | | 308,500 | | | | | | |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 基 準 俸 給 月 額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 192,000 | 219,500 | 260,000 | 279,700 | 294,900 | 320,600 | 362,700 | 396,200 |

備考 この俸給表は、全ての職員に適用する。ただし、第32条に規定する職員を除く。

別表第2(第30条第1項関係)

| 地域の区分 | 地 域 |
|-------|---------------|
| 2 級 地 | 北海道のうち 札幌市 |